

令和5事業年度財務諸表

(労災年金担保債権管理回収勘定)

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

科 目	金 額		
資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金		311,387,041	
1年以内回収予定長期貸付金		61,185,359	
未収収益		157,912	
貸倒引当金		△ 88,383	
流動資産合計			372,641,929
Ⅱ 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	138,214		
減価償却累計額	△ 115,645	22,569	
車両運搬具	6,049		
減価償却累計額	△ 1,431	4,618	
工具器具備品	2,311,247		
減価償却累計額	△ 1,936,688	374,559	
有形固定資産合計		401,746	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		154,951	
無形固定資産合計		154,951	
3 投資その他の資産			
長期貸付金			
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権		701,853	
貸倒引当金		△ 101,853	
前払年金費用		76,718	
投資その他の資産合計		676,718	
固定資産合計			1,233,415
資産合計			373,875,344
負債の部			
Ⅰ 流動負債			
未払金		523,535	
未払費用		16,500	
預り金		22,590,368	
引当金			
賞与引当金		195,971	
その他		222,396	
流動負債合計			23,548,770
Ⅱ 固定負債			
資産見返負債（注）			
資産見返運営費交付金		3,729	
引当金			
退職給付引当金		3,420,496	
その他		131,725	
固定負債合計			3,555,950
負債合計			27,104,720
純資産の部			
Ⅰ 資本金			
政府出資金		327,850,710	
資本金合計			327,850,710
Ⅱ 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金（注）		18,919,914	
当期未処分利益		0	
（うち当期総利益）		(0)	
利益剰余金合計			18,919,914
純資産合計			346,770,624
負債純資産合計			373,875,344

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行政コスト計算書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

科 目	金 額	
I 損益計算書上の費用		
労災年金担保債権管理回収業務費	6,669,142	
一般管理費	1,567,826	
雑損	2	
損益計算書上の費用合計		8,236,970
II その他行政コスト		0
III 行政コスト		8,236,970

損 益 計 算 書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

科 目	金 額		
経常費用			
労災年金担保債権管理回収業務費			
人件費	1,651,918		
業務委託費	2,749,604		
労災年金担保債権管理回収業務経費	2,099,596		
減価償却費	199,094		
賞与引当金繰入	129,539		
退職給付費用	△ 160,609	6,669,142	
一般管理費			
人件費	673,575		
管理経費	798,575		
減価償却費	93,342		
賞与引当金繰入	66,432		
退職給付費用	△ 64,098	1,567,826	
雑損		2	
経常費用合計			8,236,970
経常収益			
労災年金担保債権管理回収業務収入		3,446,374	
資産見返運営費交付金戻入（注）		936	
雑益		5,577	
経常収益合計			3,452,887
経常損失			4,784,083
臨時利益			
貸倒引当金戻入益		314,863	314,863
当期純損失			4,469,220
前中期目標期間繰越積立金取崩額（注）			4,469,220
当期総利益			0

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産変動計算書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金					Ⅲ 利益剰余金（又は繰越欠損金）					純資産合計
	政府 出資金	資本金合計	資本剰余金	減資差益	その他行政コスト累計額		資本剰余金 合計	前中期目標期 間繰越積立金	積立金			利益剰余金 （又は繰越欠 損金）合計	
					減価償却相当 累計額（－）	除売却差額 相当累計額 （－）				当期未処分利 益（又は当期 未処理損失）	うち当期総利 益（又は当期 総損失）		
当期首残高	836, 162, 627	836, 162, 627					0	15, 817, 164	3, 949, 348	3, 622, 622	－	23, 389, 134	859, 551, 761
当期変動額													
Ⅰ 資本金の当期変動額													
不要財産に係る国庫納付等による減資	△ 508, 311, 917	△ 508, 311, 917											△ 508, 311, 917
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額													
減価償却													
固定資産の減損													
Ⅲ 利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額													
（１） 利益の処分又は損失の処理													
前中期目標期間からの繰越し								23, 389, 134	△ 23, 389, 134				
利益処分による積立								△ 15, 817, 164	19, 439, 786	△ 3, 622, 622			
利益処分（又は損失処理）による取り崩し													
国庫納付金の納付													
（２） その他													
当期純利益（又は当期純損失）										△ 4, 469, 220	△ 4, 469, 220	△ 4, 469, 220	△ 4, 469, 220
前中期目標期間繰越積立金取崩額								△ 4, 469, 220		4, 469, 220	4, 469, 220		
Ⅳ 評価・換算差額等の当期変動額（純額）													
当期変動額合計	△ 508, 311, 917	△ 508, 311, 917					0	3, 102, 750	△ 3, 949, 348	△ 3, 622, 622	0	△ 4, 469, 220	△ 512, 781, 137
当期末残高	327, 850, 710	327, 850, 710					0	18, 919, 914	0	0	0	18, 919, 914	346, 770, 624

キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 2,699,084
その他の業務支出	△ 6,049,697
貸付金の回収による収入	265,963,498
貸付金利息収入	4,115,007
その他の業務収入	500,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	261,829,724
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△ 33,949
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 33,949
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の償還による支出	△ 231,192
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 508,311,917
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 508,543,109
IV 資金減少額	△ 246,747,334
V 資金期首残高	558,134,375
VI 資金期末残高	<u>311,387,041</u>

利益の処分に関する書類
(令和6年8月23日)

(労災年金担保債権管理回収勘定)

(単位：円)

科 目		金 額	
I 当期未処分利益			0
	当期総利益	0	
II 利益処分額			
	積立金	<u>0</u>	<u>0</u>

注記

1. 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の『「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）』並びに『「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（令和4年3月改訂）』（以下「会計基準」という。）のうち、収益認識に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

（1）減価償却の会計処理方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりとなっております。

建物	14 ～ 15年
車両運搬具	6年
工具器具備品	3 ～ 10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（2）退職給付引当金の計上基準

当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準を採用し、過去勤務債務及び数理計算上の差異は発生年度において一括費用処理しております。

（3）貸倒引当金の計上基準

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権ごとに保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく貸倒引当金を計上しております。

なお、上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく貸倒引当金を計上しております。

【会計上の見積り】

ア 会計基準に基づき識別した会計上の見積りの内容を表す項目名
貸倒引当金

イ アに掲げる項目に係る当該事業年度の財務諸表に計上した金額
190,236 円

ウ アに掲げる項目に係る会計上の見積りの内容について国民その他の利害関係者の理解に資するその他の情報

（i）当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法については、「1. 重要な会計方針」「（3）貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(ii) 当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

利用者のほぼ全てが信用保証制度を利用していることから、貸出金の当面のリスクは過去と同程度であるという仮定を置いております。

(iii) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に影響を与える可能性があります。信用保証制度の利用により保全されている債権が大多数を占めているため、貸倒引当金に与える影響は限定的であると考えております。

(4) 賞与引当金の計上基準

当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理としております。

リース料総額が3,000,000円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理としております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としております。

2. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 行政コスト計算書関係

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストについては、次のとおりとなっております。

行政コスト	8,236,970円
自己収入等△	3,766,814円
法人税等及び国庫納付額	－円
機会費用	4,222,357円
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	8,692,513円

(2) 機会費用の計算方法

① 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用の計算には、10年利付国債の令和6年3月末利回り0.725%を用いております。

② 国からの出向職員に生じる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際の退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する額は、給与規程等に基づき計算しております。

5. キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	311,387,041円
資金の期末残高	311,387,041円

6. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

(1) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」において、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、法人の政策実施機能の最大化と官の肥大化防止・スリム化の両立を図ることを目的として、法人共通の制度、運用の見直しについて、講ずべき措置が取りまとめられたほか、当機構について講ずべき措置として次の内容が定められ、第186回及び第189回国会にて法案が審議され成立しております。

【福祉医療機構】

- 中期目標管理型の法人とする。（第186回国会 閣第78号）
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。（第189回国会 閣第23号）
- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、資金の効率的運用の観点から、現在年1回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。（第189回国会 閣第23号）

(2) 金融商品の時価関係

① 金融商品の状況に関する事項

ア 金融商品に対する取組方針

当該勘定は、「独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下、「機構法」という。）」附則第5条の2に基づき、貸付金の管理及び回収業務を実施しております。なお、当該貸付金の財源は、政府出資金となっております。

イ 金融商品の内容及びそのリスク

当該勘定が保有する金融資産は、主として国内の個人に対する貸付金であり、貸付先の財務状況の悪化等に伴う貸付債権の価値の減少又は消失によってもたらされる信用リスクにさらされております。

ウ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスクの管理

利用者のほぼ全てが利用している信用保証制度により、損失発生リスクが軽減されております。

(ii) 流動性リスクの管理

資金不足が生じないよう、日々の回収の予定を精査し、資金繰りを厳正に管理しております。

② 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、現金は注記を省略しており、預金、有価証券（譲渡性預金）及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

科 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 長期貸付金	61		
貸倒引当金	△ 0		
	61	61	0
(2) 破産債権、再生債権、 更生債権その他これら に準ずる債権	0		
貸倒引当金	△ 0		
	0	0	—

*1 長期貸付金は、1年以内回収予定長期貸付金を含んでおります。

*2 長期貸付金及び破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権は、対応する貸倒引当金を控除しております。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

○ 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 長期貸付金	—	—	61	61
(2) 破産債権、再生債権、 更生債権その他これら に準ずる債権	—	—	0	0

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

（i）長期貸付金

長期貸付金の時価は、貸付金の種類ごとに元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場

合に想定される利率で割り引いて算定しております。なお、貸倒懸念債権等については担保の処分見込額及び保証による回収見込額に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

(ii) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

担保の処分見込額及び保証による回収見込額に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

(3) 退職給付引当金関係

各勘定における退職給付引当金に関する事項は、次のとおりとなっております。

① 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型の制度として企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当機構の企業年金基金制度は複数事業主制度となっておりますが、年金資産の額を退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。企業年金基金制度（積立型制度となっております。）では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度となっております。）では、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

② 確定給付制度

ア 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（ウに掲げられたものを除く。）

（単位：円）

区 分	金 額
期首における退職給付債務	2,269,975
勤務費用	53,211
利息費用	6,674
従業員からの拠出額	—
数理計算上の差異の発生額	△ 378,575
退職給付の支払額	△ 87,313
過去勤務費用の発生額	△ 1,444
その他	—
期末における退職給付債務	<u>1,862,528</u>

イ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

区 分	金 額
年金資産の期首残高	1,813,786
期待運用収益	36,276
数理計算上の差異の発生額	86,039
事業主からの拠出額	90,458
従業員からの拠出額	—
退職給付の支払額	△ 87,313
その他	—
年金資産の期末残高	<u>1,939,246</u>

ウ 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

区 分	金 額
期首における退職給付引当金	3,280,250
退職給付費用	219,328
退職給付の支払額	△ 79,082
期末における退職給付引当金	<u>3,420,496</u>

エ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：円)

区 分	金 額
積立型制度の退職給付債務	1,862,528
年金資産	△ 1,939,246
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 76,718
非積立型制度の退職給付債務	<u>3,420,496</u>
未積立退職給付債務	3,343,778
未認識数理計算上の差異	—
未認識過去勤務費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>3,343,778</u>
退職給付引当金	3,420,496
前払年金費用	△ 76,718
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>3,343,778</u>

オ 退職給付に関する損益

(単位：円)

区 分	金 額
勤務費用	53,211
利息費用	6,674
期待運用収益	△ 36,276
数理計算上の差異の費用処理額	△ 464,614
過去勤務費用の費用処理額	△ 1,444
簡便法で計算した退職給付費用	219,328
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△ 223,121</u>

カ 年金資産合計の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりとなっております。

株 式	27%
債 券	62%
そ の 他	1%
一 般 勘 定	10%
現 金 及 び 預 金	0%
合 計	100%

キ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

ク 数理計算上の計算基礎に関する事項

当該事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎については、次のとおりとなっております。

区 分	令和6年3月31日現在
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.0%

(注)

当事業年度の期首時点の計算において適用した割引率は0.3%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を1.3%に変更しております。

③ 確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は11,445円となっております。

(4) 不要財産に係る国庫納付について

不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類	現金及び預金
帳簿価額	508, 311, 917 円
不要財産となった理由	労災年金担保貸付事業に関する平成30年10月30日付会計検査院からの意見表示を踏まえ、当該事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を厚生労働省と検討したうえ、当該事業に係る政府出資金相当額の一部については、将来にわたり事業を確実に実施するうえで必要がなくなったと判断したため。
国庫納付等の方法	現物納付 (独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項)
譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	—
国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	—
国庫納付等の額	508, 311, 917円
国庫納付等が行われた年月日	令和6年1月31日
減資額	508, 311, 917円

(注) 地方公共団体及びその他民間等への払戻額はありません。

(5) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定について

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、次のとおり記載されております。

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
不要資産の国庫返納	政府出資金等	平成23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。

なお、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）において事業廃止が決定され、令和3年度末に新規貸付の申込受付を終了しております。

また、令和4年4月1日に施行された改正後の機構法附則第5条の2第5項に基づき、それぞれの勘定の名称を「年金担保債権管理回収勘定」と「労災年金担保債権管理回収勘定」に変更しております。

附 属 明 細 書

1 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第8 7 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当額も含む。）の明細 (単位：円)

資 産 の 種 類		期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額		差引当期末 残 高	摘要
						当期償却額			
有形固定資産 (減価償却費)	建物	138,214	—	—	138,214	115,645	3,932	22,569	(注)
	車両運搬具	6,049	—	—	6,049	1,431	1,010	4,618	
	工具器具備品	2,404,848	595	94,196	2,311,247	1,936,688	239,096	374,559	
	計	2,549,111	595	94,196	2,455,510	2,053,764	244,038	401,746	
無形固定資産 (減価償却費)	ソフトウェア	3,733,537	58,728	—	3,792,265	3,637,314	48,398	154,951	
投資その他の資産	長期貸付金	62,201,944	—	62,201,944	—	—	—	—	
	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	1,431,950	—	730,097	701,853	—	—	701,853	
	前払年金費用	—	76,718	—	76,718	—	—	76,718	
	計	63,633,894	76,718	62,932,041	778,571	—	—	778,571	

(注) 長期貸付金の当期増減額は、労災年金担保貸付事業の新規融資の終了によるものです。

2 長期貸付金の明細 (単位：円)

区 分	(うち長期貸付金額) 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		(うち長期貸付金額) 期 末 残 高	摘 要
			回 収 額	償 却 額		
労災年金担保貸付金	(62,201,944) 327,850,710	—	265,963,498	—	(—) 61,887,212	(注)

(注) 1年以内回収予定長期貸付金及び破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権を含んでいます。

3 引当金の明細 (単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高	摘 要
			目 的 使 用	そ の 他		
賞 与 引 当 金	206,938	195,971	206,938	—	195,971	

4 貸付金等に対する貸倒引当金の明細 (単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
未収収益	826,545	△ 668,633	157,912	685	△ 549	136	(注)
正 常 先 債 権	825,775	△ 668,028	157,747	429	△ 347	82	
要注意先債権	770	△ 605	165	256	△ 202	54	
未収金	—	—	—	—	—	—	
正 常 先 債 権	—	—	—	—	—	—	
要注意先債権	—	—	—	—	—	—	
未 収 計	826,545	△ 668,633	157,912	685	△ 549	136	
1年以内回収予定 長期貸付金	264,216,816	△ 203,031,457	61,185,359	195,442	△ 107,195	88,247	
正 常 先 債 権	264,042,393	△ 203,026,593	61,015,800	137,302	△ 105,574	31,728	
要注意先債権	174,423	△ 4,864	169,559	58,140	△ 1,621	56,519	
流動 計	265,043,361	△ 203,700,090	61,343,271	196,127	△ 107,744	88,383	
長期貸付金	62,201,944	△ 62,201,944	—	88,605	△ 88,605	—	
正 常 先 債 権	62,032,901	△ 62,032,901	—	32,257	△ 32,257	—	
要注意先債権	169,043	△ 169,043	—	56,348	△ 56,348	—	
破綻懸念先債権	—	—	—	—	—	—	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	1,431,950	△ 730,097	701,853	220,367	△ 118,514	101,853	
固 定 計	63,633,894	△ 62,932,041	701,853	308,972	△ 207,119	101,853	
計	328,677,255	△ 266,632,131	62,045,124	505,099	△ 314,863	190,236	

(注) 貸倒引当金の計上基準については、重要な会計方針（3）を参照してください。

5 退職給付引当金の明細 (単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	摘 要
退 職 給 付 債 務 合 計 額	5,550,225	△ 100,806	166,395	5,283,024	
退職一時金に係る債務	3,280,250	219,328	79,082	3,420,496	
確定給付企業年金等に係る債務	2,269,975	△ 320,134	87,313	1,862,528	
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異	—	—	—	—	
年金資産	1,813,786	212,773	87,313	1,939,246	
退職給付引当金	3,736,439	△ 313,579	79,082	3,343,778	

(注) 退職給付引当金の期末残高には、前払年金費用が含まれております。

6 役員及び職員の給与の明細 (単位：千円、千円未満切捨て、人)

区 分	報 酬 又 は 給 与		退 職 手 当	
	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員
役 員	(4) 70	(0.00) 0.00	4	0.00
職 員	2,102	0.28	72	0.01
合 計	(4) 2,172	(0.00) 0.28	77	0.01

- (注)1 役員に対する給与等の支給基準の概要
 役員の給与及び退職手当については、独立行政法人福祉医療機構役員給与規程等に基づき、適正額を支給しております。
 2 職員に対する給与等の支給基準の概要
 職員の給与及び退職手当については、独立行政法人福祉医療機構職員給与規程等に基づき、各職員の職能に応じて適正額を支給しております。
 3 職員等の給与の「支給人員」数は、年間平均支給人員数を記載しております。
 4 ()は非常勤の役員及び職員に対するもので外数です。